# 省令

**○財務省令第五十九号**

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第二十四条第二項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第九十五条第四項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四百三十八条の表関東信越研修所の項中「朝霞市」を「和光市」に改める。

別表第九旭川東の項中「新星町」を「新星町各丁目」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四百三十八条の改正規定は、平成二十五年十一月十一日から施行する。

**○経済産業省令第五十四号**

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十一条及び第二十九条の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　災害その他の非常時にガスの熱量及び燃焼性を測定することが困難な場合において、熱量及び燃焼性が測定された液化天然ガスを用いてその成分に変更を加えることなく一時的に供給するときは、第一項の規定にかかわらず、熱量及び燃焼性を測定することを要しない。

第二十一条の二第一項中「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に改める。

第二十九条第一項中「検査することを要しない。」を「当該ガスの成分の検査を要せず、食品廃棄物、下水汚泥又はこれらを混合したものであつて、その含水率が八十五パーセント以上のものを原料として発酵させたメタンを主成分とするガスを供給する場合にあつては、アンモニアの成分について検査することを要しない。」に改める。

**附　則**

この省令は平成二十五年十月二十八日から施行する。

# 規則

**○日本学術会議規則第一号**

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月二十八日

日本学術会議会長　大西　隆

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

「第十一章　若手アカデミー（第三十四条）
第十二章　栄誉会員（第三十五条）
第十三章　日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条―第三十八条）
第十四章　雑則（第三十九条）」

を

「第十一章　若手アカデミー（第三十四条）
第十二章　栄誉会員（第三十五条）
第十三章　日本学術会議協力学術研究団体（第三十六条―第三十八条）
第十四章　雑則（第三十九条）」

に改める。

第十三章中第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、同章を第十四章とする。

第十二章中第三十五条を第三十六条とし、同章を第十三章とする。

第十一章中第三十四条を第三十五条とし、同章を第十二章とする。

第十章の次に次の一章を加える。

**第十一章　若手アカデミー**

（若手アカデミー）

**第三十四条**　学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもつて組織する若手アカデミーを置く。

2　若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

別表提言の項及び報告の項中「又は分科会」を「、分科会又は若手アカデミー」に改める。

**附　則**

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

# 告示

**○金融庁告示第六十一号**

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月二十八日から適用する。

平成二十五年十月二十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二条中「規則第一条の二第一項第一号ニ(1)に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう」を「規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ」に改める。

第三条中「規則第九十三条に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準をいう」を「規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう」に改め、「前条に規定する」を削る。

**○総務省告示第四百号**

放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百四十条第六項及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失ったので、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

一　有線テレビジョン放送事業者の指定の変更

1　指定再放送事業者の氏名又は名称及び指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

| 変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称 | 指定番号 | 指定の変更の年月日 | 変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域 |
|---|---|---|---|
| 株式会社あいコムこうか | 第ＫＫ００４５―００４１号 | 平成二十四年十月九日 | 滋賀県甲賀市、湖南市（旧甲西町の区域に限る。） |